特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	児童扶養手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海老名市は、児童扶養手当事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名

神奈川県海老名市長

公表日

令和4年12月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）や、児童扶養手当法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①受給資格及びその額の認定の請求の受理、審査及び決定に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③手当額の改定請求の受理、審査及び決定に関する事務 ④未支払いの手当の請求の受理、審査及び決定に関する事務 ⑤現況届の受理、審査及び決定に関する事務 ⑥各種届の受理、審査及び決定に関する事務 ⑦支払管理
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
児童扶養手当情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一第37.101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第29条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限等） ①【別表第二における情報提供の根拠】 13.16.26.30.47.64.65.87.106.116の項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）における情報提供の根拠】 第10の3.12.19.35.36.44.53.59の2条 別表第二の30.47の項については主務省令なし ②【別表第二における情報照会の根拠】 57の項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第31条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部　国保医療課
②所属長の役職名	国保医療課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海老名市市長室文書法制課　〒243-0492　神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話　046(235)4542

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海老名市保健福祉部国保医療課　〒243-0492神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話　046(235)4823

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	Ⅰ-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限等） ①【別表第二における情報提供の根拠】 13.16.26.30.47.64.65.87.116の項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）における情報提供の根拠】 第12.19.35.36.44条 ②【別表第二における情報照会の根拠】 57の項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第31条	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限等） ①【別表第二における情報提供の根拠】 12.13.16.26.30.33.47.64.65.87.116の項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）における情報提供の根拠】 第12.19.35.36.44条 ②【別表第二における情報照会の根拠】 57の項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第31条	事後	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部　子育て支援課　子育て支援係	保健福祉部　子育て支援課　医療・手当係	事後	機構改革による係名変更に伴う
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部　子育て支援課　医療・手当係	保健福祉部　国保医療課　福祉医療・手当係	事後	機構改革による部署名変更に伴う
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子育て支援課長　告原　幸治	国保医療課長　澤田　英之	事後	機構改革による所属長変更に伴う
平成30年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡	海老名市保健福祉部子育て支援課 電話　046(235)4824	海老名市保健福祉部国保医療課 電話　046(235)4823	事後	機構改革による部署名等の変更に伴う
令和1年6月1日	全般	-	新様式に合わせて変更	事後	
令和4年1月25日	Ⅱ－1　対象人数　いつの時点の計数か	平成27年8月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年1月25日	Ⅱ－2　取扱者数　いつの時点の計数か	平成27年8月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年9月20日	Ⅱ－1　対象人数　いつの時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年9月20日	Ⅱ－2　取扱者数　いつの時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年12月1日	Ⅰ-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一第37の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第29条	番号法第9条第1項　別表第一第37.101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第29条	事前	
令和4年12月1日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限等） ①【別表第二における情報提供の根拠】 13.16.26.30.47.64.65.87.116の項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）における情報提供の根拠】第12.19.35.36.44条 ②【別表第二における情報照会の根拠】 57の項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第31条	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限等） ①【別表第二における情報提供の根拠】 13.16.26.30.47.64.65.87.106.116の項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）における情報提供の根拠】 第10の3.12.19.35.36.44.53.59の2条 別表第二の30.47の項については主務省令なし ②【別表第二における情報照会の根拠】 57の項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第31条	事前	
令和4年12月1日	Ⅳ－8　監査	内部監査〔○〕	自己点検〔○〕	事前	